

KTS後援依頼約定書

1. 後援依頼申請書に記載した範囲以外には、貴社の名義を使用致しません。
貴社の表記は「KTS鹿児島テレビ」または「KTS」と記載致します。
2. この催事等の実施にあたり、全ての責任は申請者に帰属致します。
3. この催事等の実施にあたり、貴社の信用や名誉を害したり、貴社の不利益をもたらす行為は一切行いません。
4. この催事等の実施にあたり、関係諸法令を遵守し個人情報の管理を徹底します。
この催事等においてアンケートを行う場合は、個人情報取得者名、使用目的を明示し、同意を得て実施致します。
5. この催事等の実施に伴って生じた関係者及び第三者に対するトラブル・事故等に
関しては、申請者の責任において全て処理いたします。
6. この催事等の実施にあたり、公的機関への届け出、またはその他への申請を
必要とする場合は、申請者（団体）、主催者の責任と負担にて行います。
7. 万一、この後援依頼申請書に対する使用許諾書を受け取る前に、既に当名義使用の事実が発覚した場合、当名義使用並びに以後の名義使用を貴社に断られても異存はありません。また、名義の無断使用により貴社の側に損害が生じた場合、それに対する賠償の義務を果たします。
8. 万一、この後援依頼申請書の記載事実に虚偽があった場合、当名義使用並びに以後の名義使用を貴社に断られても異存はありません。また、それに伴って貴社の側に損害が生じた場合、その損害に対する賠償の責任を果たします。
9. 申請者、主催者を含む当団体関係者（個人も同様）は、反社会的勢力と社会的に非難される関係を有しておりません。
10. 本約定に定めのない事項または疑義が生じた場合、両者協議の上でその解決にあたることと致します。

団体名・代表者名 署名

(印)

※政治活動や宗教活動にかかわる催事・イベント、その他KTSが後援事業としてふさわしくないと判断したものは後援しない場合があります。

また、後援許諾後でも、当社が後援事業としてふさわしくないと判断した場合、許諾を取り消す場合があります。